

議案第 67 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成8年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(防疫作業手当の特例)

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表第1防疫作業手当の項の規定は、適用しない。
- 3 前項の防疫作業手当の支給額は、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議 案 説 明

議案第 67 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に対し、国に準じた特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行おうとするものです。